

支学機構評支第122号  
平成28年11月9日

各日本学術会議協力学術研究団体代表者 殿

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構長  
福田 秀 樹  
【公印省略】

機関別認証評価委員会専門委員候補者の推薦について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

当機構の評価事業に関しましては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、大学及び高等専門学校の機関別認証評価の実施に当たりまして、実際に評価を御担当していただく標記専門委員の候補者を、貴会から御推薦いただき、選考の上御就任をお願いしたいと考えております。

つきましては、下記のとおり関係書類をお送りいたしますので、御多用中誠に恐れ入りますが、専門委員の推薦につきまして御検討いただき、専門委員推薦調書（様式）に御記入の上、平成28年12月9日（金）までに御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、貴会から御推薦いただいた候補者から専門委員を決定した場合には、決定次第その旨を報告させていただく予定です。

記

1. 専門委員候補者一覧（様式）  
（参考）平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・分科・細目表
2. 御推薦に当たって御留意いただく点（別紙）

【本件連絡先及び提出先】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構  
評価事業部評価支援課大学評価第1係 大石、林  
〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1  
TEL: 042-307-1642, 1664  
FAX: 042-307-1558  
E-mail: daigaku@niad.ac.jp

## 専門委員推薦調書

ふりがな 氏名		男・女		
生年月日(年齢※ <sub>1</sub> )	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)		所属機関名※ <sub>2</sub> 職名	
E-mail			電話番号 (勤務先/自宅)	
専門分野			科研費の分科 (細目)※ <sub>3</sub>	( )
学歴(大学入学以降)				
年 月	事 項			
職 歴※ <sub>4</sub>				
所属学協会等				
評価活動の経験※ <sub>5</sub>				

※ 記載可能な部分のみ記入していただければ構いませんが、該当のない場合は、「該当なし」と記入してください。  
 なお、当該様式の項目を確認できるものであれば独自の様式でも差し支えありません。また、各欄で収まらない場合は、別紙(任意様式)に必要事項を記入し、併せて提出してください。

※<sub>1</sub> 「年齢」欄は、平成29年4月1日時点の年齢を記入してください。

※<sub>2</sub> 「所属機関名」欄は、現在、本務として所属する機関名を記入してください。

※<sub>3</sub> 「科研費の分科(細目)」は、「専門分野」欄でご記入いただいた分野が、科学研究費助成事業の申請時に用いる分科、細目のうち、どの分科、細目に該当するかを、「平成29年度科学研究費助成事業 系・分野・細目表」を参考に、それぞれ記入してください。

※<sub>4</sub> 国公立大学の学長・副学長・学部長・研究科長等経験者、又はそれと同等の役職経験者である場合には、職歴に含めて記入してください。

※<sub>5</sub> 「評価活動の経験」欄は、大学等組織の外部評価、自己点検評価、科学研究費助成事業の審査、学会誌の審査等の評価活動に携わった経験がありましたら記入してください。

系	分野	分科	細目名	細目番号	
総合系	情報学	情報学基礎	情報学基礎理論	1001	
			数理情報学	1002	
			統計科学	1003	
		計算基盤	計算機システム	1101	
			ソフトウェア	1102	
			情報ネットワーク	1103	
			マルチメディア・データベース	1104	
			高性能計算	1105	
			情報セキュリティ	1106	
		人間情報学	認知科学	1201	
			知覚情報処理	1202	
			ヒューマン・インタラクション	1203	
			知能情報学	1204	
			ソフトコンピューティング	1205	
			知能ロボティクス	1206	
	感性情報学		1207		
	情報学フロンティア	生命・健康・医療情報学	1301		
		ウェブ情報学・サービス情報学	1302		
		図書館情報学・人文社会情報学	1303		
	環境学	環境解析学	環境動態解析	1401	
			放射線・化学物質影響科学	1402	
			環境影響評価	1403	
		環境保全学	環境技術・環境負荷低減	1501	
			環境モニタリング・保全修復技術	1502	
			環境材料・リサイクル	1503	
			環境リスク制御・評価	1504	
		環境創成学	自然共生システム	1601	
			持続可能システム	1602	
		環境政策・環境社会システム	1603	1603	
		複合領域	デザイン学	デザイン学	1651
				家政・生活学一般	1701
			生活科学	衣・住生活学	1702
				食生活学	1703
				科学教育・教育工学	1801
	教育工学		1802		
	科学社会学・科学技術史		1901		
文化財科学・博物館学	2001				
地理学	2101				
社会・安全システム科学	社会システム工学・安全システム		2201		
	自然災害科学・防災学		2202		
人間医工学	生体医工学・生体材料学		2301		
	医用システム		2302		
	医療技術評価学		2303		
リハビリテーション科学・福祉工学	2304				
健康・スポーツ科学	身体教育学		2401		
	スポーツ科学		2402		
応用健康科学	2403				
子ども学	子ども学(子ども環境学)		2451		
生体分子科学	生物分子化学		2501		
	ケミカルバイオロジー		2502		
脳科学	基盤・社会脳科学	2601			
	脳計測科学	2602			
総合人文社会	地域研究	地域研究	2701		
		ジェンダー	2801		
		観光学	2851		
	哲学	哲学・倫理学	2901		
		中国哲学・印度哲学・仏教学	2902		
		宗教学	2903		
		思想史	2904		
	芸術学	美学・芸術諸学	3001		
		美術史	3002		
		芸術一般	3003		
	文学	日本文学	3101		
		英米・英語圏文学	3102		
		ヨーロッパ文学	3103		
		中国文学	3104		
		文学一般	3105		
言語学	言語学	3201			
	日本語学	3202			
	英語学	3203			
	日本語教育	3204			
	外国語教育	3205			
史学	史学一般	3301			
	日本史	3302			
	アジア史・アフリカ史	3303			
	ヨーロッパ史・アメリカ史	3304			
	考古学	3305			

系	分野	分科	細目名	細目番号	
人文社会系	人文学	人文地理学	人文地理学	3401	
			文化人類学	文化人類学・民俗学	3501
	法学	法学	基礎法学	3601	
			公法学	3602	
			国際法学	3603	
			社会法学	3604	
			刑事法学	3605	
			民事法学	3606	
			新領域法学	3607	
			政治学	政治学	3701
				国際関係論	3702
			経済学	経済学	理論経済学
	経済学説・経済思想	3802			
	経済統計	3803			
	経済政策	3804			
	財政・公共経済	3805			
	金融・ファイナンス	3806			
	経済史	3807			
	経営学	経営学	3901		
		商学	3902		
		会計学	3903		
	社会学	社会学	4001		
		社会福祉学	4002		
	心理学	社会心理学	4101		
		教育心理学	4102		
		臨床心理学	4103		
		実験心理学	4104		
	教育学	教育学	4201		
		教育社会学	4202		
		教科教育学	4203		
		特別支援教育	4204		
		ナノ構造化学	4301		
	ナノマイクロ科学	ナノ構造物理	4302		
		ナノ材料化学	4303		
		ナノ材料工学	4304		
		ナノバイオサイエンス	4305		
		ナノマイクロシステム	4306		
		応用物理学	応用物性	4401	
			結晶工学	4402	
	薄膜・表面界面物性		4403		
	光工学・光子科学		4404		
	プラズママイクロエクス		4405		
応用物理学一般	4406				
量子ヒーム科学	量子ヒーム科学		4501		
計算科学	計算科学	4601			
数学	代数学	4701			
	幾何学	4702			
	解析学基礎	4703			
	数学解析	4704			
	数学基礎・応用数学	4705			
	天文学	天文学	4801		
	物理学	素粒子・原子核・宇宙線・宇宙物理	4901		
		物性 I	4902		
		物性 II	4903		
		数理物理・物性基礎	4904		
原子・分子・量子エレクトロニクス		4905			
生物物理・化学物理・ソフトマターの物理		4906			
固体地球惑星物理学		5001			
地球惑星科学	気象・海洋物理・陸水学	5002			
	超高層物理学	5003			
	地質学	5004			
	層位・古生物学	5005			
	岩石・鉱物・鉱床学	5006			
地球宇宙化学	5007				
プラズマ科学	プラズマ科学	5101			
基礎化学	物理化学	5201			
	有機化学	5202			
	無機化学	5203			
複合化学	機能物性化学	5301			
	合成化学	5302			
	高分子化学	5303			
	分析化学	5304			
	生体関連化学	5305			
	グリーン・環境化学	5306			
	エネルギー関連化学	5307			
材料化学	有機・ハイブリッド材料	5401			
	高分子・繊維材料	5402			
	無機工業材料	5403			
	デバイス関連化学	5404			

系	分野	分科	細目名	細目番号	
理工系	工学	機械工学	機械材料・材料力学	5501	
			生産工学・加工学	5502	
			設計工学・機械機能要素・トライボロジー	5503	
			流体工学	5504	
			熱工学	5505	
			機械力学・制御	5506	
			知能機械学・機械システム	5507	
			電気電子工学	電力工学・電力変換・電気機器	5601
		電子・電気材料工学	5602		
		電子デバイス・電子機器	5603		
		通信・ネットワーク工学	5604		
		計測工学	5605		
		制御・システム工学	5606		
		土木工学	土木材料・施工・建設マネジメント	5701	
			構造工学・地震工学・維持管理工学	5702	
			地盤工学	5703	
			水工学	5704	
			土木計画学・交通工学	5705	
			土木環境システム	5706	
			建築工学	建築構造・材料	5801
		建築環境・設備	5802		
		都市計画・建築計画	5803		
		建築史・意匠	5804		
		材料工学	金属物性・材料	5901	
			無機材料・物性	5902	
			複合材料・表界面工学	5903	
			構造・機能材料	5904	
			材料加工・組織制御工学	5905	
		金属・資源生産工学	5906		
		プロセス・化学工学	化工物性・移動操作・単位操作	6001	
			反応工学・プロセスシステム	6002	
			触媒・資源化学プロセス	6003	
			生物機能・バイオプロセス	6004	
		総合工学	航空宇宙工学	6101	
			船舶海洋工学	6102	
			地球・資源システム工学	6103	
			核融合学	6104	
			原子力学	6105	
			エネルギー学	6106	
		総合生物	神経科学	神経生理学・神経科学一般	6201
				神経解剖学・神経病理学	6202
				神経化学・神経薬理学	6203
実験動物学	6204				
腫瘍学	腫瘍生物学		6401		
	腫瘍診断学		6402		
	腫瘍治療学		6403		
ゲノム科学	ゲノム生物学		6501		
	ゲノム医科学		6502		
	システムゲノム科学		6503		
生物資源保全学	生物資源保全学		6601		
生物学	生物科学		分子生物学	6701	
			構造生物化学	6702	
			機能生物化学	6703	
			生物物理学	6704	
		細胞生物学	6705		
		発生生物学	6706		
	基礎生物学	植物分子・生理科学	6801		
		形態・構造	6802		
		動物生理・行動	6803		
		遺伝・染色体動態	6804		
進化生物学	6805				
生物多様性・分類	6806				
生態・環境	6807				
人類学	自然人類学	6901			
	応用人類学	6902			
農学	生産環境農学	遺伝育種科学	7001		
		作物生産科学	7002		
		園芸科学	7003		
		植物保護科学	7004		
	農芸化学	植物栄養学・土壌学	7101		
		応用微生物学	7102		
		応用生物化学	7103		
		生物有機化学	7104		
		食品科学	7105		
	森林園科学	森林科学	7201		
		木質科学	7202		
	水圏応用科学	水圏生産科学	7301		
		水圏生命科学	7302		
	社会経済農学	経営・経済農学	7401		
社会・開発農学		7402			

系	分野	分科	細目名	細目番号
生物系	農学	農業工学	地域環境工学・計画学	7501
			農業環境・情報工学	7502
		動物生命科学	動物生産科学	7601
			獣医学	7602
			統合動物科学	7603
		境界農学	昆虫科学	7701
			環境農学(含ラントスケープ科学)	7702
			応用分子細胞生物学	7703
		薬学	化学系薬学	7801
			物理系薬学	7802
			生物系薬学	7803
			薬理系薬学	7804
	天然資源系薬学		7805	
	創薬化学		7806	
	環境・衛生系薬学		7807	
	医療系薬学		7808	
	基礎医学		解剖学一般(含組織学・発生学)	7901
			生理学一般	7902
		環境生理学(含体力医学・栄養生理学)	7903	
		薬理学一般	7904	
		医化学一般	7905	
		病態医学	7906	
		人類遺伝学	7907	
		人体病理学	7908	
		実験病理学	7909	
		寄生虫学(含衛生動物学)	7910	
	細菌学(含真菌学)	7911		
	ウイルス学	7912		
	免疫学	7913		
	境界医学	医療社会学	8001	
		応用薬理学	8002	
		病態検査学	8003	
		疼痛学	8004	
		医学物理学・放射線技術学	8005	
	社会医学	疫学・予防医学	8101	
		衛生学・公衆衛生学	8102	
		病院・医療管理学	8103	
		法医学	8104	
	医歯薬学	内科系臨床医学	内科学一般(含心身医学)	8201
			消化器内科学	8202
			循環器内科学	8203
			呼吸器内科学	8204
			腎臓内科学	8205
			神経内科学	8206
			代謝学	8207
			内分泌学	8208
			血液内科学	8209
			膠原病・アレルギー内科学	8210
			感染症内科学	8211
			小児科学	8212
			胎児・新生児医学	8213
			皮膚科学	8214
精神神経科学			8215	
放射線科学			8216	
外科系臨床医学			外科学一般	8301
	消化器外科学	8302		
	心臓血管外科学	8303		
	呼吸器外科学	8304		
	脳神経外科学	8305		
	整形外科	8306		
	麻酔科学	8307		
	泌尿器科学	8308		
	産婦人科学	8309		
	耳鼻咽喉科学	8310		
	眼科学	8311		
	小児外科学	8312		
	形成外科学	8313		
救急医学	8314			
歯学	形態系基礎歯科学	8401		
	機能系基礎歯科学	8402		
	病態科学系歯学・歯科放射線学	8403		
	保存治療系歯学	8404		
	補綴・理工系歯学	8405		
	歯科医用工学・再生歯学	8406		
	外科系歯学	8407		
	矯正・小児系歯学	8408		
看護学	歯周治療系歯学	8409		
	社会系歯学	8410		
	基礎看護学	8501		
	臨床看護学	8502		
	生涯発達看護学	8503		
	高齢看護学	8504		
	地域看護学	8505		

## 御推薦に当たって御留意いただく点

各専門分野において、高い学問的業績を有する又は当該分野全体について高い識見を有する方で、大学及び高等専門学校の評価に理解と意欲のある方の御推薦をお願いいたします。

大学等において教育研究又は運営等に従事する方については、教授職又はそれに相当する教育研究者の御推薦をお願いいたします。国際的な教育研究活動実績や大学及び高等専門学校の評価の活動実績につきましても御考慮いただきますようお願いいたします。

今回御推薦をお願いする候補者は、平成29年度実施分又は平成30年度実施分の大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価を御担当いただく専門委員候補者といたします。

なお、関係諸団体から候補者を御推薦いただいた上で、平成29年度又は平成30年度に申請のあった大学及び高等専門学校の数やその学部構成等を考慮しながら選考を行う予定としております。そのため、御推薦いただいた候補者に専門委員をお願いすることができない場合がありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

大学機関別認証評価の概要につきましては、下記別添資料を御参照ください。

### 記

#### 【大学関係】

1. 大学機関別認証評価実施大綱の概要
2. 大学機関別選択評価実施大綱の概要
3. 大学機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等
4. 評価委員会等における評価のプロセス
5. 大学機関別認証評価等のスケジュール
6. 関連規則

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会運営内規

#### 【高等専門学校関係】

1. 高等専門学校機関別認証評価実施大綱の概要
2. 高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等
3. 評価委員会等における評価のプロセス
4. 高等専門学校機関別認証評価等のスケジュール
5. 関連規則

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会運営内規

○推薦書類について

専門委員として推薦しようとする候補者ごとに様式「専門委員推薦調書」を作成の上、当機構まで電子メールもしくは郵送にて御送付くださるようお願いいたします。（記載可能な部分のみで結構です。また、当該様式の項目を確認できるものであれば独自の様式でも差し支えありません。）

様式1及び2を当機構のウェブサイトに掲載しておりますので、よろしければダウンロードしてご使用下さい。

URL <http://www.niad.ac.jp/suisen.html>

○推薦書類送付先

- ・電子メール [daigaku@niad.ac.jp](mailto:daigaku@niad.ac.jp)
- ・住所 〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1  
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 評価事業部評価支援課支援第1係

○その他

- ・大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の概要については、別添資料のほか当機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) を御参照ください。
- ・専門委員の活動内容については、別添資料「機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等」（大学又は高等専門学校）を御参照ください。
- ・御推薦をいただいた専門委員候補者の個人情報、専門委員の選考のためにのみ利用します。この目的以外に取得した個人情報を利用することはいたしません。

# 大学機関別認証評価実施大綱の概要

## 1 評価の目的

我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的とする。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

## 2 評価の基本的な方針

- (1) 大学評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各大学の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価
- (7) 国際通用性のある評価

## 3 評価の実施体制等

### (1) 評価の実施体制

国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成する。ただし、対象大学に関する評価担当者は、当該大学に関する事案については、その議決に加えないこととする。

### (2) 評価担当者に対する研修

評価をより実効性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

## 大学機関別選択評価実施大綱の概要

大学の個性を伸長し、特色を明確にするため、「研究活動」、「地域貢献活動」及び「教育の国際化」の側面から、機構が独自に行う第三者評価として実施。

### 1 評価の目的

我が国の教育研究水準の維持及び向上を図るため、以下のことを目的とする。

- (1) 各大学の個性の伸長、及び特色の明確化に役立てること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 2 評価の基本的な方針

- (1) 選択評価事項に係る評価
- (2) 自己評価に基づく評価
- (3) ピア・レビューを中心とした評価
- (4) 透明性の高い開かれた評価

### 3 評価の実施体制等

#### (1) 評価の実施体制

国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成する。ただし、対象大学に関する評価担当者は、当該大学に関する事案については、その議決に加えないこととする。

#### (2) 評価担当者に対する研修

評価をより実効性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

## 大学機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等

### 1. 専門委員の活動内容及び活動予定

#### (1) 活動内容

専門委員は、大学機関別認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に、当該評価に関する専門の事項を調査するために置かれる委員です。

専門委員は評価委員会委員とともに、評価の対象となる大学（以下、「評価対象大学」という。）ごとの状況を調査する評価部会、あるいは、特定の専門事項を調査する専門部会に属し、各評価対象大学から提出される自己評価書を分析する書面調査及び各評価対象大学への訪問調査を行い、その結果を踏まえ、評価結果（原案）を作成することとなります。

なお、専門委員の任期は、専門事項の調査が終了するまでとなります（平成30年4月末を予定）。ただし、再任を妨げるものではありません。

#### (2) 活動予定（平成29年度実施分）

##### 1) 研修の実施（平成29年6月頃）

共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について研修を行います。

##### 2) 書面調査（平成29年7月～9月頃）

###### ①自己評価書の分析・調査

各部会において、それぞれ担当する評価対象大学から提出された自己評価書の分析・調査を行います。評価部会に属する専門委員は1人当たり原則2～3大学、専門部会（現時点では財務に関する専門部会の設置を予定）に属する専門委員は1人当たり最大10大学の自己評価書のうち当該専門事項に関する分析・調査を担当します。

###### ②部会会議（1～2回程度）

各委員の分析・調査結果を取りまとめ、部会として、書面調査段階による分析結果を作成するとともに、訪問調査時の調査内容の検討・整理を行います。

##### 3) 訪問調査（平成29年10月～12月頃）

担当する各評価対象大学を訪問し、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして当該大学の状況を調査するとともに、評価対象大学にその調査結果を伝えます（2日間程度）。

※選択評価事項単独の評価の場合は、必要に応じてヒアリング等の補足調査となります。

##### 4) 評価結果（原案）の作成、部会会議（1回程度）（平成29年12月頃）

評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価結果（原案）を検討・作成します。

##### 5) 意見の申立てへの対応（平成30年2月下旬頃）

評価結果（案）を評価対象大学に通知し、その案に対して、意見の申立てがあった場合には、ご意見等を伺う場合があります。（最終的な評価結果は評価委員会において再度審議を行った上で確定します。）

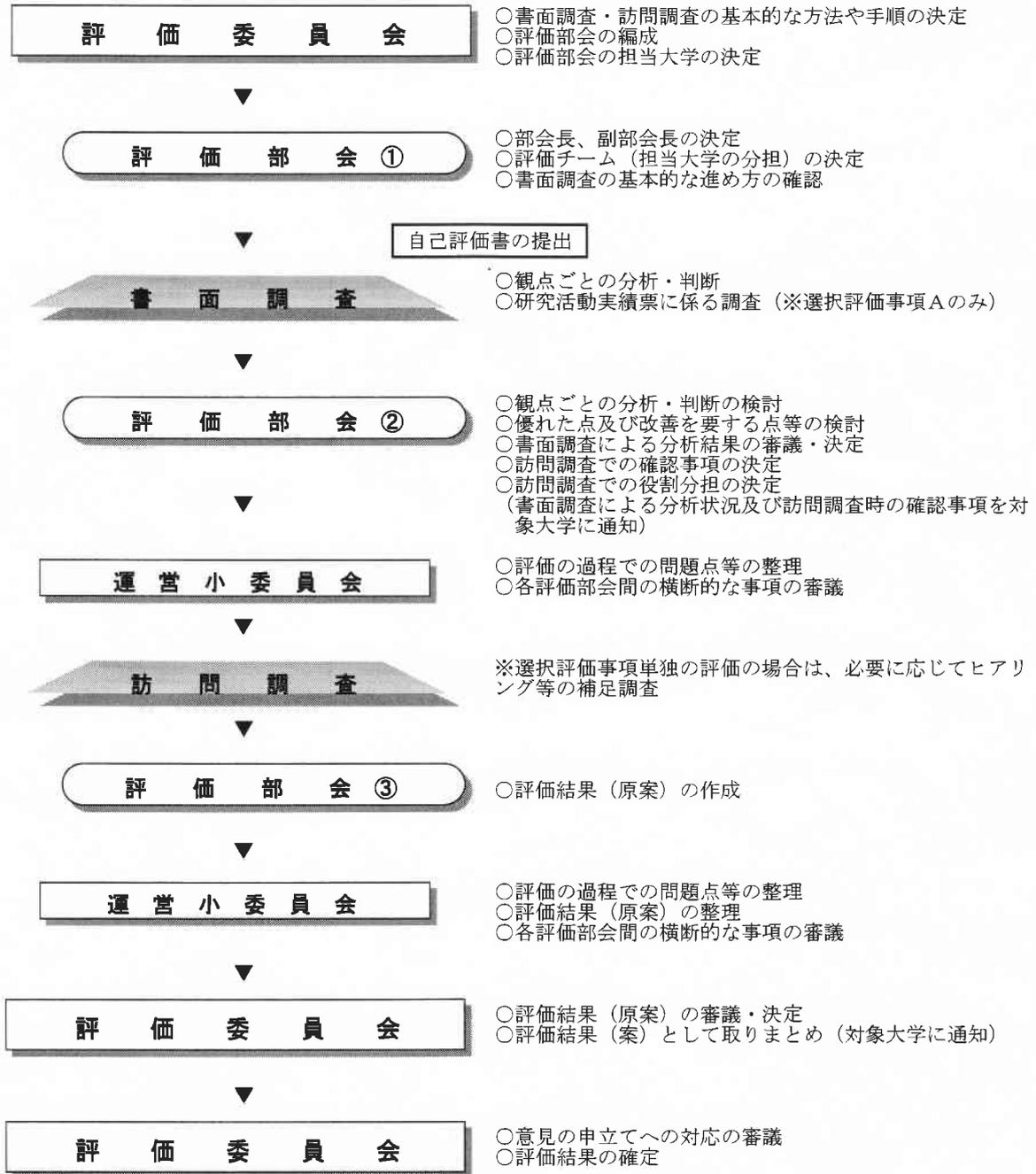
※日程及び実施方法等は、審議状況や評価作業状況等により変更されることがあります。

### 2. 旅費及び謝金の支給

上記の活動に伴う旅費及び謝金を当機構の規程に基づきお支払いいたします。

## 評価委員会等における評価のプロセス

※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

# 大学機関別認証評価のスケジュール

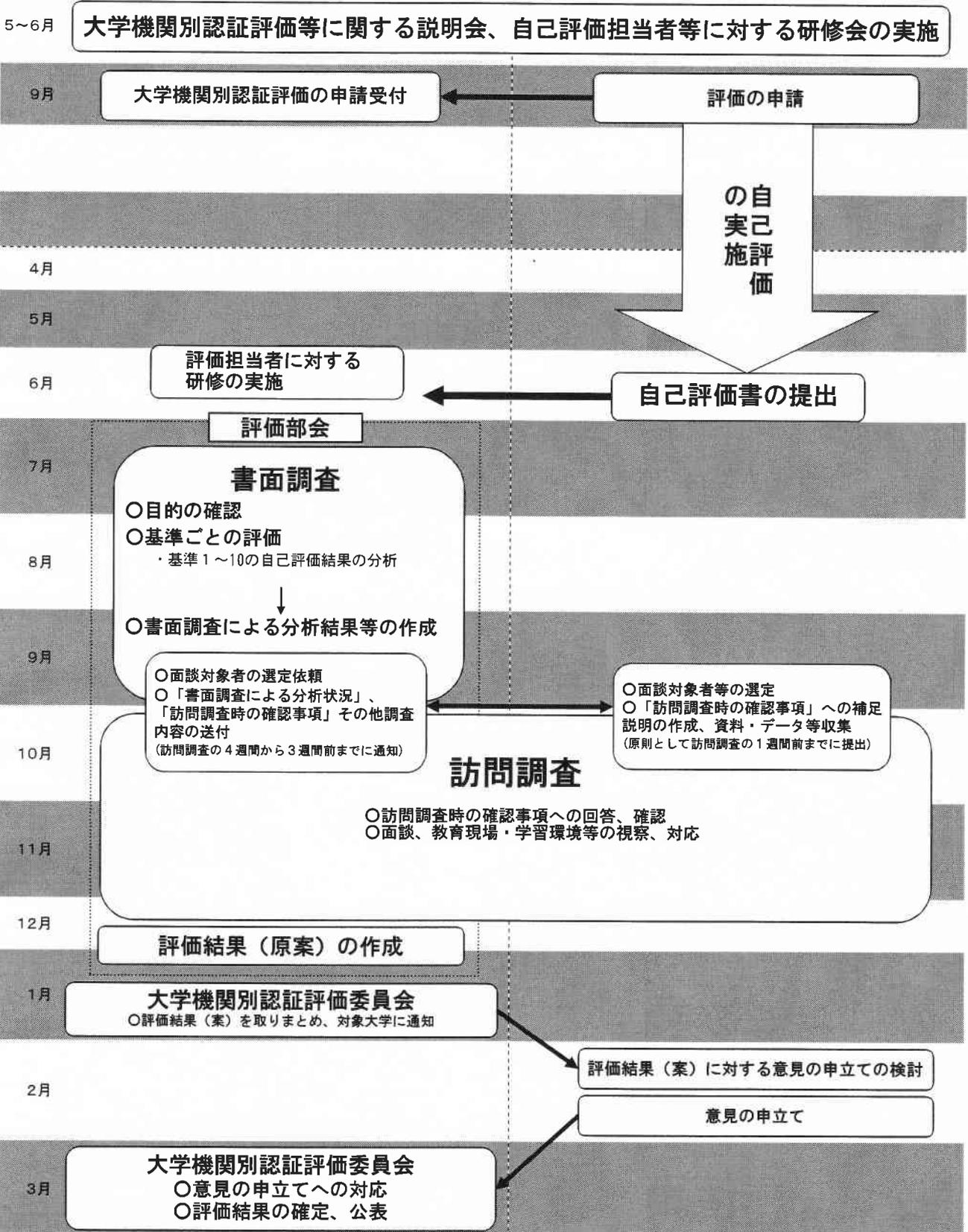
※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。

機構

対象大学

評価実施の前年度

評価実施年度



# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則

平成16年4月1日

規則第8号

最終改正 平成28年3月31日

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第14条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員の任期等)

第2条 運営規則第14条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第14条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、評価事業部評価支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日）

この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則（平成26年6月27日）

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会運営内規

平成16年6月11日

大学機関別認証評価委員会決定

最終改正 平成28年3月31日

## (総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

## (評価部会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる大学（以下「評価対象大学」という。）ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。

- 2 当該部会に属すべき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第14条第3項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第4項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (専門部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

- 2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (運営小委員会)

第4条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

- 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。

- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
- 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

- 第5条 委員会は、その定めるところにより、評価対象大学からの意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行うため、意見申立審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
  - 3 審査会に会長を置き、審査会に属する専門委員の互選により選任する。
  - 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
  - 5 審査会に副会長を置き、審査会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
  - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

- 第6条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。
- 2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
  - 3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 部会長は、緊急その他やむを得ない理由により評価部会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び専門委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって評価部会の議決とすることができる。
  - 5 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。
  - 6 前各項の規定は、専門部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」、「運営小委員会」、「審査会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」、審査会においては「会長」と、「委員及び専門委員」とあるのは審査会においては「専門委員」と読み替えるものとする。

- 第7条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

- 第8条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。
- 一 委員長が、評価対象大学の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

# 高等専門学校機関別認証評価実施大綱の概要

## 1 評価の目的

我が国の高等専門学校の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的とする。

- (1) 高等専門学校機関別認証評価に関して、機構が定める高等専門学校評価基準（以下「高等専門学校評価基準」という。）に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

## 2 評価の基本的な方針

- (1) 高等専門学校評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

## 3 評価の実施体制等

### (1) 評価の実施体制

国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、具体的な評価を実施するため、対象高等専門学校の状況に応じた評価部会を編成する。ただし、対象高等専門学校に係る評価担当者は、当該評価部会には配置しない。

### (2) 評価担当者に対する研修

評価をより実効性の高いものとするため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、高等専門学校評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

# 高等専門学校機関別認証評価委員会専門委員の活動内容等

## 1. 専門委員の活動内容及び活動予定

### (1) 活動内容

専門委員は、高等専門学校機関別認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に、当該評価に関する専門の事項を調査するために置かれる委員です。

専門委員は評価委員会委員とともに、評価の対象となる高等専門学校（以下、「評価対象高等専門学校」という。）ごとの状況を調査する評価部会、あるいは、特定の専門事項を調査する専門部会に属し、各評価対象高等専門学校から提出される自己評価書を分析する書面調査及び各評価対象高等専門学校への訪問調査を行い、その結果を踏まえ、評価結果（原案）を作成することとなります。

なお、専門委員の任期は、専門事項の調査が終了するまでとなります（3月末を予定）。ただし、再任を妨げるものではありません。

### (2) 活動予定（29年度実施分）

#### 1) 研修の実施（平成29年6月頃）

共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、高等専門学校評価の目的、内容及び方法等について研修を行います。

#### 2) 書面調査（平成29年7月～9月頃）

##### ①自己評価書の分析・調査

各部会において、それぞれ担当する評価対象高等専門学校から提出された自己評価書の分析・調査を行います。評価部会に属する専門委員は1人当たり原則2～3高等専門学校、専門部会（現時点では財務に関する専門部会の設置を予定）に属する専門委員は1人当たり最大10高等専門学校の自己評価書のうち当該専門事項に関する分析・調査を担当します。

##### ②部会会議（1～2回程度）

各委員の分析・調査結果を取りまとめ、部会として、書面調査段階による分析結果を作成するとともに、訪問調査時の調査内容の検討・整理を行います。

#### 3) 訪問調査（平成29年10月～12月頃）

担当する各評価対象高等専門学校を訪問し、書面調査で確認できなかった事項等を中心にして当該高等専門学校の状況を調査するとともに、評価対象高等専門学校にその調査結果を伝えます（2日間程度）。

#### 4) 評価結果（原案）の作成、部会会議（平成29年12月頃）

評価部会は、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価結果（原案）を検討・作成します。

#### 5) 意見の申立てへの対応（平成30年2月下旬頃）

評価結果（案）を評価対象高等専門学校に通知し、その案に対して、意見の申立てがあった場合には、ご意見等を伺う場合があります。（最終的な評価結果は評価委員会において再度審議を行った上で確定します。）

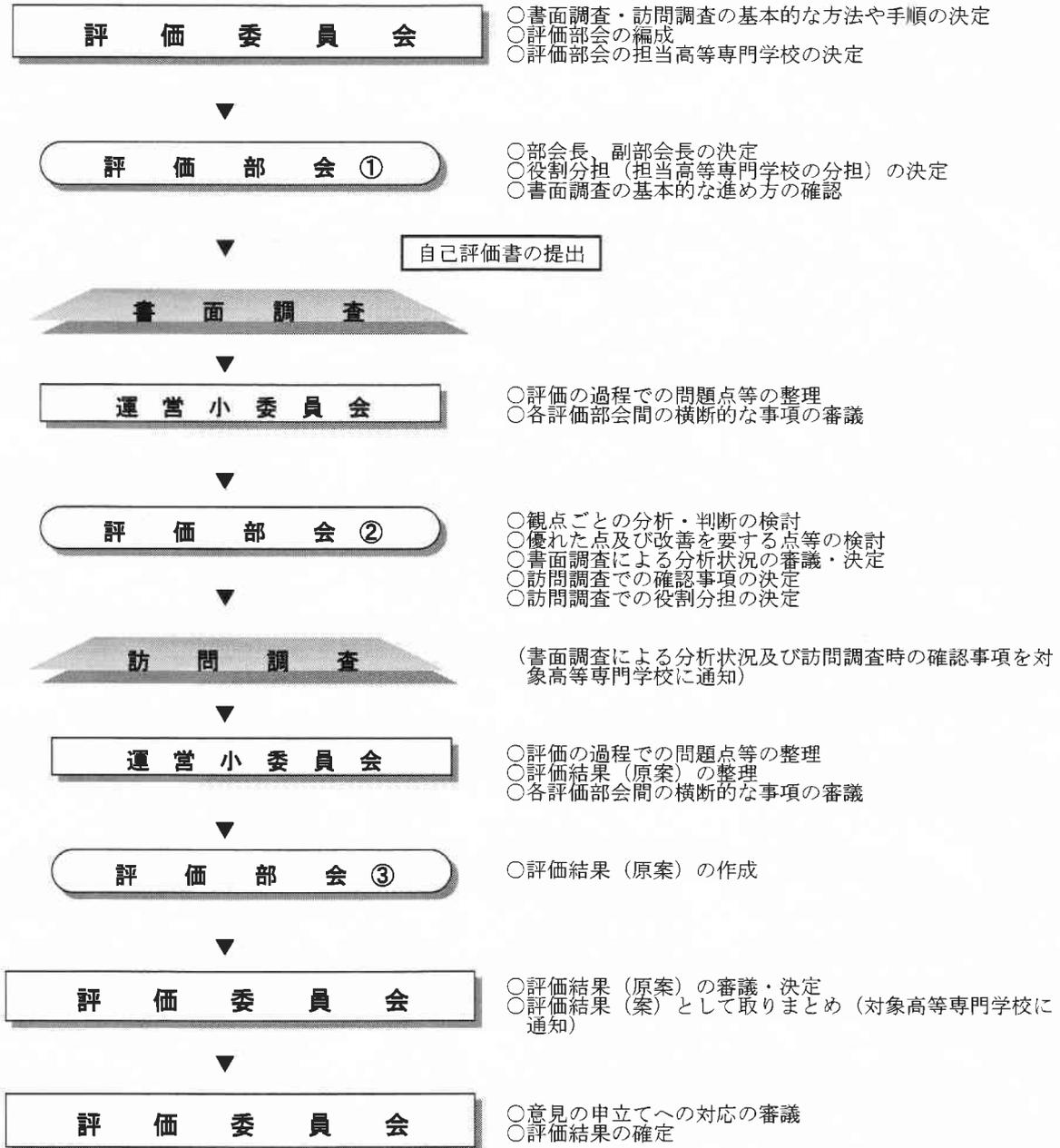
※日程及び実施方法等は、審議状況や評価作業状況等により変更されることがあります。

## 2. 旅費及び謝金の支給

上記の活動に伴う旅費及び謝金を当機構の規程に基づきお支払いいたします。

## 評価委員会等における評価のプロセス

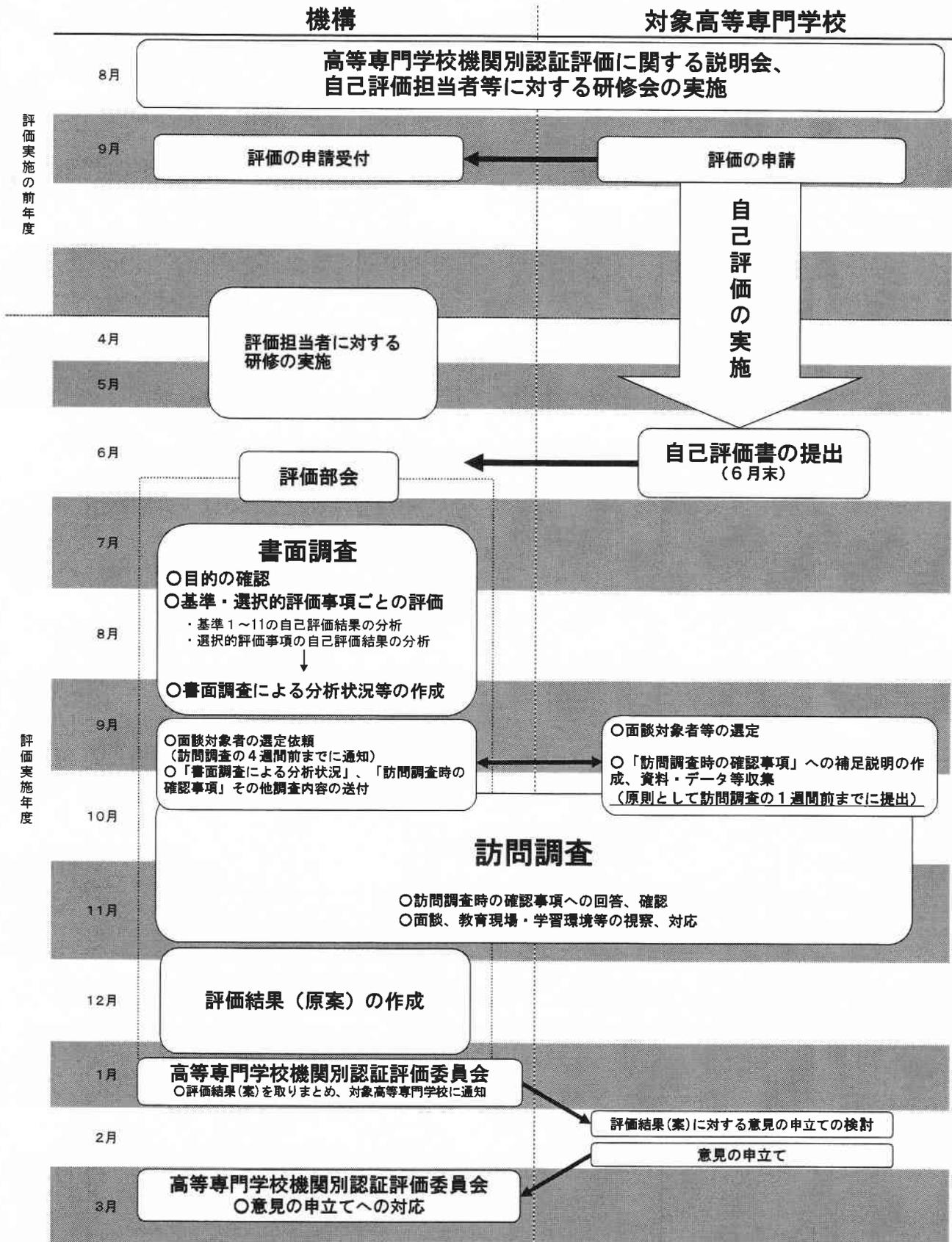
※ 原則として、下記プロセスで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査会を設け、審議を行った上で、評価委員会において最終的な決定を行います。

# 高等専門学校機関別認証評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則

平成16年4月1日

規則第10号

最終改正 平成28年3月31日

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第15条第7項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員の任期等)

第2条 運営規則第15条第3項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第15条第4項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

## (庶務)

第5条 委員会の庶務は、評価事業部評価支援課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月11日)

この規則は、平成25年6月11日から施行する。

附 則(平成28年3月31日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会運営内規

平成16年5月13日  
高等専門学校機関別認証評価委員会決定  
最終改正：平成28年3月31日

## (総則)

第1条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構高等専門学校機関別認証評価委員会規則に定めるもののほか、この内規に定めるところによる。

## (評価部会)

第2条 委員会は、その定めるところにより、評価の対象となる高等専門学校（以下「評価対象校」という。）ごとの状況を調査するため、評価部会を置く。

- 2 当該部会に属すべき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第15条第3項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第4項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (専門部会)

第3条 委員会は、その定めるところにより、特定の専門事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

- 2 当該部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 当該部会に副部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (運営小委員会)

第4条 委員会の会議の議案を整理するとともに、部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

- 2 当該会議に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該小委員会に主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員の互選により選任する。
- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
- 6 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

## (意見申立審査会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、評価対象校からの意見の申立てのうち、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行うため、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 3 審査会に会長を置き、審査会に属する専門委員の互選により選任する。
- 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
- 5 審査会に副会長を置き、審査会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (議事)

第6条 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

- 2 評価部会は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 評価部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、緊急その他やむを得ない理由により評価部会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を

記載した書面を委員及び専門委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問ひ、その結果をもって評価部会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、部会長が次の会議において報告しなければならない。

6 前各項の規定は、専門部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「評価部会」とあるのは「専門部会」、「運営小委員会」、「審査会」と、「部会長」とあるのは運営小委員会においては「主査」、審査会においては「会長」と、「委員及び専門委員」とあるのは審査会においては「専門委員」と読み替えるものとする。

第7条 委員及び専門委員は、「委員会」、「評価部会」、「専門部会」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の關係する高等専門学校に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- 一 委員長が、評価対象校の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象校等の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合
- 二 その他委員長が必要と認める場合

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。